

こども医療費支給事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、児童の保健の向上と福祉の増進を図るため、児童の医療費助成事業（以下、「補助事業」という。）を行う市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ当該右欄に定めるところによる。

対象児童	県内に住所を有する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であり、かつ医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である者をいう。 ただし、次の(1)から(6)のいずれかに該当する者は対象児童としない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者 (3) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象児童に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主若しくは医療保険各法（国民健康保険法を除く。）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体に負担される状態となった者 (4) 市町村の重度心身障害者に対する医療費支給に関する条例に基づき医療費の支給を現に受けている者 (5) 市町村のひとり親家庭等に対する医療費支給に関する条例に基づき医療費の支給を現に受けている者 (6) 他の都道府県又は市町村が実施する制度により児童、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者
受給資格者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、対象児童を現に監護している主たる生計維持者であって、日本国内に適法に住所を有する者。
医療保険各法	次に掲げる法律をいう。 (1) 健康保険法（大正11年法律第70号） (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号） (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） (6) 国民健康保険法

医療機関等	健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、又はきゅう師免許を受けた者をいう。
医療費	医療保険各法に規定する医療給付の対象となる費用（入院時食事療養費及び交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費は除く。）をいう。
一部負担金	対象児童に係る医療費のうち、受給資格者が医療保険各法の規定により負担すべき額及びその他の法の規定に基づく医療の給付により負担すべき額（法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付があるときは、その額を控除した額）
現物給付	受給資格者が、健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払いを求められず、市町村が受給資格者に代わって医療費を当該医療機関に支払うことをいう。
自己負担額	自己負担額とは、当該支給事業において受給資格者が負担すべき額をいう。
審査支払手数料	市町村が対象児童に係る現物給付の実施のため、当該医療費の支払いについて埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）または医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「DX審査支払機構」という。）と委託契約を締結している場合において発生する、次に掲げる費用をいう。 1 国保連との契約に定められた審査支払手数料として、国保連の審査及び支払事務の執行に要する費用に充てるため、国保連が審査した診療報酬明細書または調剤報酬明細書（これに相当する電子情報又は記録事項を含む。）1件につき、当該契約に定められた単価を乗じて得た額 2 DX審査支払機構との契約に定められている事務費として、別に定める事務費算定の基礎となる1件当たりの金額に毎月診療報酬の精算の基礎となった診療件数を乗じて得た額

（補助対象経費、補助率等）

第3条 補助金の額は、次の表の第1欄に規定する補助対象経費について、同欄（1）ア及びイそれぞれに第2欄及び第3欄の補助基準額及び補助率を乗じたもの（1円未満の端数は切り捨てるものとする）を合計し算出した額とする。ただし、規則第5条に規定する補助金の交付の決定を受けた市町村が対象児童の医療費に係る一部負担金を受給資格者又は医療機関等に支給した場合に限る。

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率
(1) 補助の対象となる経費は、次のア及びイとする。 ア 対象児童の入院及び対象児童のうち9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の通院に係る医療費の一部負担金の額から、自己負担額を控除した額 イ 審査支払手数料。ただし、自己負担額以下の一部負担金となる診療に対するものを除く (2) 自己負担額は、次のアからウまでのとおりとする。 ア 通院の場合において、同一月の診療分について、一医療機関等につき、一人当たり1,000円 イ 入院の場合において、一医療機関等について、一人ごとに、一日当たり1,200円 ウ 一部負担金の額がア、イの自己負担額に満たない場合は、その一部負担金の額を自己負担額とする。 (3) 前項に掲げる自己負担額であっても、次のアからウまでに掲げるものについては、自己負担額を免除する。 ア 対象児童が当該療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が受給資格者に課税されないとき（所得の申告をしないことにより同税が課されていない場合を除く。）又は市町村の条例で定めるところにより受給資格者の当該市町村民税が免除されている旨の申請があったときの当該対象児童に係る一部負担金 イ 薬局における一部負担金 ウ 治療用装具の製作費に係る一部負担金	補助対象経費の全額	1 / 2 ただし、補助金を受けようとする年度の前年度財政力指数（以下「財政力指数」という。）が1を超える市町村に対する補助率は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 前年度補助率が1/2の市町村 5 / 1 2 (2) 財政力指数が1.1未満の市町村 5 / 1 2 (3) 財政力指数が1.1以上の市町村（(1)の場合を除く。） 1 / 3

- 2 前項の医療費は、こども医療費に係る登録を申請した日以降の診療に係るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ市町村が条例又は規則で各号に係る内容を規定している場合は、その号に規定する日以降の診療に係るものとする。
- (1) 出生その他の事由で対象児童になった後15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内)に受給資格者となりうる者が登録の申請をしたときは、対象児童となった日
 - (2) 他の市町村(特別区を含む。)から対象児童が転入した後15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内)に受給資格者となりうる者が転入市町村に登録の申請をしたときは、転入日
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、災害その他やむを得ない理由により受給資格者となりうる者が登録の申請をできなかった場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後受給資格者となりうる者が15日以内にその登録申請をしたときは、災害その他やむを得ない理由により当該登録申請をすることができなくなった日
- 3 第1項表第3欄の財政力指数は、補助金を交付する年度(以下「補助年度」という。)の前年度以前3か年における各年度の基準財政収入額を基準財政需要額(基準財政収入額及び基準財政需要額は地方交付税法(昭和25年法律第211号)で規定される額をいう。以下「基準額」という。)で除して得た数値(以下「単年度財政力指数」という。小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求める。これ以下算出する数値について同じ。)の合計を3で除して得た数値とする。
- 4 規則第4条による申請日までに地方自治法(昭和22年法律第67号)で規定する市町村の廃置分合のうち合体及び編入により合併(以下「合併」という。)があった市町村にかかる前項の単年度財政力指数は、総務大臣による普通交付税及び地方特例交付金等の交付額の決定時において、合併後市町村の基準額が算定されている年度はこれにより数値を算出し、合併前のため合併後市町村の基準額が算定されていない年度においては、合併前の各市町村基準額の合計額により得られた数値を、合併後市町村の基準額とみなして、前項の例により算出することとする。
- 5 規則第4条による申請日後、補助年度内に合併があった市町村については、前項の規定にかかわらず、当該年度に限り、合併前の市町村が存在するものとして、合併前市町村の財政力指数により、それぞれ補助率を適用し、補助金を算定することとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎年4月30日とする。

(記載事項等)

第5条 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

- 2 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(概算交付)

第7条 知事は、規則第5条の規定により交付決定した額を概算払の方法により交付するものとする。

(報告書の様式等)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書は、毎年3月20日までに提出するものとする。

(補助金の確定及び精算交付)

第9条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の確定した補助金の額は、速やかに精算交付するものとする。

(書類の整備等)

第10条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助事業の遂行)

第11条 県は、規則第5条の規定により交付決定を受けた市町村に対し、規則第20条の規定により、補助事業の円滑な実施の確保を目的とした監査を別に定める方法で実施するものとする。

2 規則第5条の規定により交付決定を受けた市町村は、規則第11条の規定により、補助事業の遂行その他事業の実施に必要な事項について、県に報告しなければならない。また、埼玉県が別に定める期日までに、県が定める方法で定期の状況報告をしなければならない。

3 市町村は補助事業の実施に当たっては、医療費助成を含む子育て支援の充実に努めること。

(申請書等の記載の特例)

第12条 市町村は、第3条第1項表第1欄(3)アの自己負担額が免除される者及び同条に規定する審査支払手数料の額の算定に替えて、第11条第2項に定める報告、規則第4条第1項の申請書及び規則第13条の報告書について、県が別に定めた方法により算定した対象者数及び件数を用いることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年1月1日から施行する。ただし、第3条次表の第3欄で定める補助率については、同年4月1日から施行する。

(乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱（平成10年児童第2230号）は廃止する。
- (経過措置)
- 3 平成13年12月31日以前に行われた診療に係る医療費について、旧乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行後も、なお、その効力を有する。
 - 4 平成13年12月31日において、3歳未満の対象乳幼児についてはその子が3歳に達する日の属する月まで、受給資格者に所得制限を設けない。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 さいたま市については、第3条の規定にかかわらず補助率を、平成15年度は3分の1、平成16年度は6分の1、平成17年度は12分の1とし、平成18年度から補助金の交付対象から除外する。
- 2 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条の表第1欄(1)②の規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 さいたま市にかかる補助対象経費及び補助率については、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第2条の表「対象乳幼児」の欄第5条の規定にかかわらず平成21年3月31日において、現に受給資格登録がなされている乳幼児のうち、学校教育法第18条の規定による就学義務猶予にかかる者は、市町村の条例に定める間従前の例により対象乳幼児とする。

附 則

この要綱は、平成２２年１１月１２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２４年５月８日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。ただし、第４条の規定は平成２４年６月１日から施行する。
- 2 平成２４年５月３１日までの間において、第４条のうち「児童手当法」とあるのは、「児童手当法の一部を改正する法律（平成２４年法律第２４号）第１条の規定による改正前の児童手当法（以下旧児童手当法という。）附則第６条給付（特例給付）のうち、旧児童手当法」と読み替えて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第３条第２項第１号の規定は、平成２８年４月１日以降に出生その他の事由で対象乳幼児になった場合に、また、同項第２号の規定は、平成２８年４月１日以降に対象乳幼児が他の市町村（特別区を含む。）から転入した場合に適用し、同日前に対象乳幼児になった場合又は対象乳幼児が転入した場合においては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第３条の表第１欄(１)②の規定は、令和４年１０月診療分から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年１月１日から施行する。ただし、第３項第１項の規定は令和５年度分の補助金から適用する。なお、施行日より前に規則第５条による交付決定を受けているものについては、施行後においても交付決定を受けているものとみなす。
- 2 第２条の表「対象乳幼児」及び「受給資格者」の欄の規定にかかわらず、令和５年１２月３１日において現に対象乳幼児及び受給資格者として登録がなされている者については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第2条の表「対象児童」及び「受給資格者」の欄の規定にかかわらず、従前の規定により令和6年3月31日において現に対象乳幼児及び受給資格者として登録がなされている者の令和6年3月31日以前の医療費については、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

年度 こども医療費支給事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

下記により 年度こども医療費支給事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

 年度こども医療費支給事業補助金交付申請額算定調書
 別紙のとおり

別 紙

年度こども医療費支給事業補助金交付申請額算定調書

1 所要額算出明細書

(1) 入院自己負担総額

入院日数 A	課税者率 B	単価 C	自己負担総額 $A \times B \times C = D$
日		1,200円	円

(2) 通院自己負担総額

通院支給件数 (薬剤分除く) E	課税者率 F	単価 G	自己負担総額 $E \times F \times G = H$	不支給件数の 自己負担総額 I (予算見込額 $\times$ F)
件		1,000円	円	円

(3) 県補助支給予定額

市町村支給予定額 (食事負担除く) J	自己負担総額 $D + H + I = K$	県補助支給予定額 $J - K = L$
円	円	円

注) 自己負担金を導入している市町村は、(1)及び(2)の記入は不要です。自己負担総額欄に自己負担総額予定額を記入してください。

注) 補助対象全体(0歳から通院小3・入院中3まで)の積算を記入してください。

(4) 県補助支給予定額〔再掲：通院＝小1～小3のみ、入院＝小1～中3のみ〕

市町村支給予定額 (食事負担除く) a	入院日数 b	通院支給件数 (薬剤分除く) c	不支給件数の 自己負担総額 d	自己負担総額 e
円	日	件	円	円

県費補助支給予定額 $a - e = f$	県費補助申請額 $f \times \text{補助率} = g$
円	円

2 県費補助申請額調

県補助支給予定額 P	収入見込額 Q	県費補助基本額 $(P - Q)R$	補助率 S	県費補助申請額 $(R \times S)T$	補助金交付申請額 $(T + T')U$
円	円	円	/		円

3 審査支払機関手数料補助所要額調

手数料支払額 P'	手数料返戻額 Q'	県費補助基本額 $(P' - Q')R'$	補助率 S'	手数料県費補助申請額 $(R' \times S')T'$
円	円	円	/	円

様式第2号（第6条関係）

年度こども医療費支給事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度こども医療費支給事業
補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法 概算払とする。

3 条 件

- (1) この補助金は、交付目的以外の事業に使用しないこと。
- (2) この事業を中止し、若しくは廃止し、又は事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けること。
- (3) この事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告すること。

様式第3号（第8条関係）

年度こども医療費支給事業実績報告書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度こども医療費支給事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

年度こども医療費支給事業補助金精算調書

別紙のとおり

別紙

年度こども医療費支給事業補助金精算調書

1 支給状況調

(1) 入院自己負担総額

入院日数 A	課税者率 B	単価 C	自己負担総額 $A \times B \times C = D$
日		1,200円	円

(2) 通院自己負担総額

通院支給件数 (薬剤分除く) E	課税者率 F	単価 G	自己負担総額 $E \times F \times G = H$	不支給件数の 自己負担総額 I (予算見込額 $\times$ F)
件		1,000円	円	円

(3) 県補助支給予定額

医療費分			手数料分		
市町村支給予定額 (食事負担除く) J	$D + H + I = K$	県補助 支給対象額 $J - K = L$	令和6年3月以前医療費 支給調整額 M	市町村 手数料支払額 L'	令和6年3月以前医療費分 手数料支給調整額 M'
円	円	円	円	円	円

注) 自己負担金を導入している市町村は、(1)及び(2)の記入は不要です。自己負担総額欄に自己負担総額実績を記入してください。

注) 補助対象全体(0歳から通院小3・入院中3まで)の積算を記入してください。

(4) 県補助基本額〔再掲：通院＝小1～小3のみ、入院＝小1～中3のみ〕

市町村支給額 (食事負担除く) a	入院日数 b	通院支給件数 (薬剤分除く) c	不支給件数の 自己負担総額 d (実績 $\times$ F)	自己負担 総額 e	県費補助 基本額 $a - e = f$	県費補助 所要額 $f \times \text{補助率} = g$
円	日	件	円	円	円	円

※自己負担総額(e)＝入院自己負担($b \times B \times C$)＋通院自己負担($c \times F \times G$)＋不支給件数の自己負担(d)

2 県費補助所要額

県補助支給対象額 ($L - M$) N	収入額 O	県費補助基本額 ($N - O$) P	補助率 Q	県費補助所要額 ($P \times Q$) R	交付決定額 S	差引過不足額 $T (R - S)$
						追加交付額 超過額
円	円	円	/	円	円	円 円

3 審査支払機関手数料補助所要額

手数料補助対象額 ($L' - M'$) N'	手数料返戻額 O'	県費補助基本額 ($N' - O'$) P'	補助率 Q'	手数料県費補助所要額 ($P' \times Q'$) R'	手数料交付決定額 S'	差引過不足額 $T' (R' - S')$
						追加交付額 超過額
円	円	円	/	円	円	円 円

補助所要額集計結果

交付決定額計 ($S + S'$) U	差引過不足額計 ($T + T'$) V	実績額 ($U + V$) W
円	円	円

様式第 4 号（第 9 条関係）

年度こども医療費支給事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした 年度こども医療費
支給事業補助金については、年 月 日付け 第 号で提出のあった実績
報告書等に基づき、下記のとおりその額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第
14 条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過(△)不足額 | 金 | 円 |